

板橋区がん検診推進事業実施要綱

(平成22年4月26日区長決定)

(平成25年3月27日一部改正)

(平成26年5月16日一部改正)

(目的)

第1条 この事業は、板橋区（以下「区」という。）が実施するがん検診において、特定の年齢に達した女性に対して、子宮がん及び乳がんに関する検診手帳（以下「検診手帳」という。）及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券（以下「クーポン券」という。）を送付し、女性特有のがん検診における受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的とする。

(検診の種類及び対象者)

第2条 検診は、区の住民基本台帳に記載されている者又は区長が特に認める者で、次の各号に掲げる年齢の女性に対し実施する。

(1) 子宮がん検診 当該年度の4月1日現在において、満20歳の女性。

(2) 乳がん検診 当該年度の4月1日現在において、満40歳の女性。

2 前項の規定にかかわらず、次の要件に該当する者は、対象者としなないことができる。

(1) 入院又は通院により、現に治療行為を受けている者

(2) 職域などで、事業主又は健康保険が実施する保健サービスであつて、この要綱に定める検診に相当するものを受診した者及び受診機会のある者

(検診の実施)

第3条 検診の項目及び方法は、国の定める「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付健発0331058号）に準拠して実施する。

2 本事業によるがん検診は、板橋区がん検診事業実施要綱（平成9年8月8日区長決定）の規定に基づき既に実施している他のがん検診事業と併せて実施する。

(がん検診台帳の作成)

第4条 区は、本事業の実施に当たり、住民基本台帳における住所、対象者等を記載したがん検診台帳を作成し、これに基づきクーポン券を交付する。

(クーポン券等の送付)

第5条 区は、対象者に対し、この要綱に定めるところにより、検診手帳及びクーポン券を郵送する。

2 前項に規定する検診手帳及びクーポン券は、国のがん検診推進事業の実施にかかる要綱の定めに基づき作成する。

(クーポン券交付日及び有効期限)

第6条 クーポン券の交付日は、保健所長の定める日とする。

2 クーポン券の有効期限は、交付日から起算して6ヶ月間とする。

(受診方法等)

第7条 対象者は、受診する際にクーポン券を提出し、受診するものとする。

2 検診にかかる自己負担金は、無料とする。

3 受診は、クーポン券の有効期限内に1回限りとする。

(検診費助成金の交付)

第8条 区は、本事業の実施に伴い、クーポン券交付以前に板橋区がん検診事業実施要綱(平成9年8月8日区長決定)の規定に基づく乳がん検診自己負担金を既に支払った者に対し、乳がん検診費助成金(以下「助成金」という。)を交付する。

2 助成金の対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 第2条第1項第2号に規定する対象者であること。

(2) 当該年度の4月1日以降に乳がん検診受診券の交付を受け、自己負担金を支払い受診した者であること。

3 助成金の額は、乳がん検診自己負担金の1,000円とする。

4 区は、助成金交付に当たり、助成金の対象者等を記載した対象者リスト(以下「リスト」という。)を作成し、これに基づき交付を行う。

(検診費助成金交付の手続等)

第9条 区は、リストに基づき、助成金の対象者に対し、乳がん検診費助成金交付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)を送付する。

2 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、保健所長の定める日までに、申請書に関係書類を添えて、区長に申請するものとする。

3 区長は、前項の規定による申請があったときは、第8条第2項に該当するか否かを審査し、助成金の交付決定を行うものとする。

4 助成金を請求する者は、乳がん検診費助成金請求書兼支払金口座振替依頼書（[別記第2号様式](#)。以下「請求書」という。）により、区長に請求するものとする。

5 区長は、前項の規定による請求があったときは、請求内容を審査の上、申請者が指定する申請人名義の金融機関の口座に、助成金を振り込むものとする。

6 申請が行われなかった場合等の取り扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 区長が第9条第1項の規定に基づく申請書の送付を行ったにもかかわらず、助成金の対象者から同条第2項に規定する申請期限までに申請が行われなかったときは、助成金の対象者が交付を辞退したものとみなすものとする。

(2) 区長が第9条第3項の規定に基づき交付決定を行った後、請求書の不備による振込不能等があり、区が確認等に努めたにもかかわらず請求書の補正が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなすものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、保健所長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、決定日から施行する。

2 この要綱の施行をもって平成21年7月31日区長決定分を廃止とする。

付 則

この一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

この一部改正は、平成26年6月1日から施行する。

第1号様式

乳がん検診費助成金交付申請書

平成 年 月 日

(あて先) 板橋区長

申請者

住 所	〒 ー 板橋区	
	電話 ()	
氏 名		生年月日 昭和 年 月 日

乳がん検診費助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 検診費用 1, 0 0 0 円

第2号様式

乳がん検診費助成金請求書兼支払金口座振替依頼書

平成 年 月 日

(あて先) 板橋区長

申請者

住 所	〒	—
	板橋区	
	電話	()
氏 名	印	生年月日
		昭和 年 月 日

下記のとおり助成金を請求します。

なお、私への支払金は、下記の口座にお振り込みください。

記

請求金額 ￥1,000-

振込口座

振込先 金融機関	銀行・信用金庫 信用組合						
支店名	本店・支店 出張所				預金種別 1 普通 2 当座		
口座番号							右詰で記入
口座名義	(フリガナ)						